

議案第42号

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月15日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に220分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。